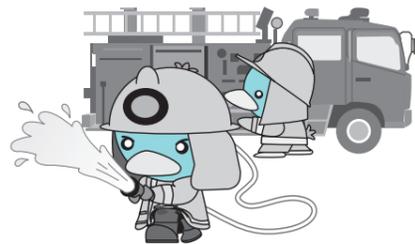


## 令和5年 秋季全国火災予防運動を実施します 『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

■実施期間 11月9日(木)～15日(水)(7日間)

(令和5年度全国統一防火標語)



### ★住宅防火いのちを守る10のポイント

－ 4つの習慣・6つの対策－

#### 4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 火災予防ポスター展の開催

児玉郡市内の小学校4～6年生が描いてくれた火災予防に関するポスターで、学校ごとに選出された212点の作品を展示します。  
ぜひ、ご来場ください。

#### 【展示期間】

11月6日(月)～19日(日)

#### 【展示場所】

ユニクス上里

#### 【問合せ】

児玉郡市広域消防本部 予防課  
☎24-8392

### 通信障害により119番が繋がらない時の対応について

通信・通話障害が発生し、携帯電話から119番通報が繋がりにくい場合は、「公衆電話を利用する」「近隣のかたやお店に119番通報を依頼する」「消防署に直接駆込む」などの対応をお願いします。  
※119番がつながるかどうかが確認するための119番通報は、絶対にしないでください。

問合せ＝児玉郡市広域消防本部 指令課 ☎24-1119

### 埼玉県議会からのお知らせ

## 埼玉県議会広報ラジオ番組「埼玉県議会におじゃましまーす！」

県議会議長や主要会派の議員が県議会や議員の仕事について、FM NACK5 の「GOGOMONZ」パーソナリティで落語家の三遊亭鬼丸さんと楽しいトークを展開します。ぜひお聞きください。

■放送局 FM NACK5

■放送日時 11月27日(月)～30日(木) 各日午後2時6分～2時21分  
(FM NACK5 の「GOGOMONZ」のワンコーナーとして放送)

■その他 詳しい内容については、埼玉県議会ホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>



県議会ホームページ QRコード

問合せ＝埼玉県議会事務局 政策調査課 ☎048-830-6257

## 小学校の適正規模・適正配置などに関する説明会を開催します

美里町立小学校の将来におけるより良い教育環境と充実した学校教育実現のための適正な規模、配置などを検討するために設置された「美里町立小学校適正規模等検討委員会」の答申および保護者アンケートを踏まえ、町の方針を定めるにあたり、住民説明会を実施します。

3小学校の統合などを含め、より良い教育環境の構築に向けての説明会ですので、住民の皆さまのご参加をお待ちしています。

日付	時間	場所
11月25日(土)	午後6時	遺跡の森館ホール
11月26日(日)	午前10時	大沢小学校体育館
	午後1時30分	東児玉小学校体育館

※説明会の所要時間は、2時間程度を予定しています。

※各回の説明は、同じ内容です。どの会場に来場されても大丈夫です。

問合せ＝教育委員会事務局 学校教育係 ☎76-0201

## 交通遺児等援護金の給付について

埼玉県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に援護金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下のかたで、保護者が交通事故により、死亡または重い障害を負ったかたをいいます。

給付額＝子ども1人につき10万円(1回のみ)

(さいたま市浦和区高砂2-12-10)に郵送または持参

給付時期＝令和6年5月

問合せ＝埼玉県交通安全対策協議会

提出期限＝令和6年1月31日(水)まで

☎048-825-2011

申請書＝総務課または福祉課窓口で配布

埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課

提出先＝みずほ信託銀行株式会社浦和支店

☎048-830-2955

## フードパントリー ～食品&生活用品を配布します～

フードパントリーは、家庭や企業などから、食品や生活用品を提供していただき、希望者に無償でお渡しする活動です。家にある余剰食品などを”もったいない”から”ありがとう”に変身させませんか。こうした活動は、フードロス削減をはじめとした社会問題解消の手助けにもなっています。

### 食品などの募集期間

11月6日(月)～12月8日(金)(土日・祝日を除く)  
※午前9時から午後5時15分の間にお届けください。

### 募集している食品・生活用品

- お米、パックご飯、レトルト・インスタント食品、乾物、缶詰、お菓子、飲料(アルコールを除く)
  - 洗剤、ティッシュなどの日用品
- ※社会福祉協議会(遺跡の森館内)にお届けください。  
※常温保存可能で、賞味・消費期限が3か月以上ある未開封の食品および未使用の日用品に限ります。

### 食品などの配布日

12月15日(金) 午前9時～午後6時  
12月16日(土) 午前9時～正午

### 対象

- ひとり親世帯
  - 家計急変などにより収入が減っているかた
- ※12月8日(金)までに電話または社会福祉協議会LINE QRコードから申込みください。  
※LINE申込み方法…友達追加後、トーク画面から①「フードパントリー申込み」と入力②氏名③住所④電話番号を入力の上、申込みください。



社会福祉協議会 LINE QRコード

問合せ＝社会福祉協議会(遺跡の森館内) ☎76-3601